

令和6年第6回（定例）高砂市教育委員会 会議録

令和6年4月22日午後7時高砂市教育委員会を高砂市役所南庁舎2階会議室2において開会

出席者

教育長	玉野 有彦
委員	吉田 美香
委員	山名 克典
委員	神尾 信作

欠席者

委員	吉屋 章
----	------

出席事務局職員

教育部長	木田 匠	教育推進室長	福本 典子
学校教育室長	平山 健二	学校教育室参事	矢野 仁之
育総務課長	石原 里美	生涯学習課長	四方 亮輔
学校教育課長	福永 慎也	青少年センター所長	長谷川 竜平

本日の会議に付した事件

議案

- 職員人事について【非公開】
- 社会教育委員の委嘱について
- 高砂市通学路安全対策連絡会議委員の委嘱について
- 高砂市外国語指導助手派遣業務業者選定委員会委員の委嘱について
- 高砂型学校運営協議会委員の委嘱について
- 高砂市教育委員会事業後援について
 - 社会福祉事業協賛「ポップサーカス神戸公演」
 - 小学生のためのお仕事読本「お仕事ノート加古川市・高砂市版」発行事業
 - 中学生のためのお仕事読本「お仕事ブック加古川市・高砂市版」発行事業

協議事項

- 令和6年度高砂市奨学金の所得基準等について
- 高砂市いじめ問題調査委員会条例の制定について
- 高砂市新たな学校づくり推進計画検討委員会条例の制定について

報告事項

- 1 高砂市議会令和6年3月定例会の報告について
- 2 令和5年度高砂市奨学金受給者の進路状況について
- 3 不登校児童生徒支援員に係る設置要綱の制定について
- 4 庁内委員会委員の任命について
- 5 高砂市教育委員会事業後援について

その他

- 1 5月行事予定について

議 事 議案 1 職員人事について

○教育長 議案1職員人事について、これにつきましては、人事に関する事なので、公開しないことについて賛成の方は挙手をお願いできますか。

(賛成者挙手)

○教育長 参加の委員さん全員賛成ですので、1番の職員人事については非公開とさせていただきます。

議 事 議案 2 社会教育委員の委嘱について

○教育長 ただいまより公開とさせていただきます。

議案2に移ります。社会教育委員の委嘱についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 社会教育委員委嘱(案)です。

社会教育委員の任期が令和6年3月31日で任期満了になることに伴いまして、3月の前回の教育委員会でお伝えしました中学校代表校長、小学校代表校長、幼稚園こども園対応園長について、4月に開催された校園長会で今年度の代表校園長が決まりましたので、教育委員会にお諮りさせていただきます。

また、今回退任された方1名その後任の方も見つかりましたので、併せてお諮りさせていただきますのでよろしく申し上げます。

ちなみに、委嘱期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 では、御異議なしと認めて、議案2につきましては、原案どおり可決することといたします。

議 事 議案 3 高砂市通学路安全対策連絡会議委員の委嘱について

○教育長 議案3高砂市通学路安全対策連絡会議委員の委嘱についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 組織としまして、第3条に、別表に定める委員をもって組織するという事、この名簿となっております。構成メンバーとしましては、教育委員会事務局、県、市の他部局、国、警察というものが主に入っております。通学路の合同点検を実施しており、学校から上がってきた危険箇所を点検しております。その中で、市

道、県道、国道というふうに、それぞれ担当する部署場所が違いますので、このように合同で集まって、それぞれ管轄するところの危険箇所、連携して対応しているところです。今年度は、別表に定める委員で委嘱を行いたいということです。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。

○委員 通学路ということで思い出すのが、見守り隊の方がいらっしゃいますよね。その方々が現場の様子をよく御存じだと思うんですけども、そういう方々の意見を吸い上げるようなことはできているのかがまず1点と、もう1つは、見守り隊というのは、校区によってとか、ある一定の人数が足りているのかなとか、結構御高齢の方が多いと思うんですけども、補充というか、そういうことはどうなっているのでしょうか。

○教育長 お願いします。

○事務局 見守り隊というか、青少年健全育成協議会のほうで子供の見守り活動は委託してさせていただいておりますが、適正な規模であるのかどうか数値を持っていません。あと、現状の把握はしていますが、やっぱり地域の方、校区によっていろんな団体の方が、いろんなタイミングで携わっておられるので、こういった場所に呼ぶのはなかなか難しいんじゃないかなと思います。今まで呼んだ事例もありませんし。

○教育長 もう1つ質問があったのでは。

○事務局 それぞれ、声の吸い上げですけども、学校、地域の方、そして、先ほどの見守り隊の方、また、保護者のPTAが学校を通じて、報告書を学校が上げてくるときに、きちんと危険箇所、漏れがないように上げてくるということでしております。

○委員 分かりました。

○教育長 いいですか。

○委員 この前新聞に載っていたことの1つ気になった記事があったんですけども、集団登校下校の分に関しての子ども会に入っているか入っていないかで、ある市では、子ども会から外れている子は集団登校から外れてくださいという、そういうすごいナンセンスなことをやっているところがあったと載っていましたが、高砂はそういうことはないですよ。いかが？ その辺のところは把握できていますか？

○事務局 今のところはないというふうに把握しておりますが、今後、ひよっとすればそのように、今ニュースで、PTAは任意だから、必ず、強制的に入る必要もないということですので、そうなれば、それに付随する登校班まで影響が及んでくるかもしれないというのは今後考えられます。そのときには、登校班を決めているのは、基本学校ではなくて地域で編成していただいておりますので、そうなったときに、「入っていないからあなたは入れませんよ」ということはなきにしもあらずなのかなと。そういうことも踏まえて、保護者の方は、「いやいや、分かって

るよ。そういうことも踏まえて入らないんです」という方も出てくる可能性もあるだろうとは思いますが。

○委員 登校班のこういうことをつくること自体は、P T Aが勝手にやっていたことだという認識でいいですよ。だから、逆に言ったら、学校側は、何らかの指導も、そういうことは一切言っていないということになるんですかね。P T Aがしてくれていたから、今まではそういうことなしで、学校側として、集団登下校、あるいは、そんなことに関しての関わりを持たなかったということですか。

○事務局 そうですね。編成してくださいということで、学校によるんですけども、極力関わらないというか、保護者、地域の方でつくってくださいというような形です。今、現に高砂小学校では、登校班というものはないんですけども、かといって通学の安全、自転車の乗り方、道の歩き方であったりということは、安全教育という中で、当然のこととして指導はしていく。安全教育は学校の中で責任を持ってしていると。

○委員 P T Aそのものの関わりというのは、任意団体だと言うようだったら、それに強制的な形で力を持たすと、やはりほかの子に対しての配慮がなく、学校とは別の組織からの近隣の保護者からの圧力があったりして、すごく悩んだ子もいたりしているのは事実なので、今P T Aがやってくれているから、学校が極力関わらないようにしようと言っているのは、子供の登下校の安全に対しての考え方として、学校はどんなふうを考えているんだということになったら、言われたとき、答えようがないかなと思うんですけど、どうですか。

○教育長 休憩中に、集団登校の在り方について、また、交通安全指導についての話が出ましたが、学校におきましては、地区児童会などを通じて、登校のときの安全指導を行っているということと、集団登校の在り方については、今後の学校の課題であるということで議論ができました。

次にいかせてもらってよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、議案3につきましては、原案どおり可決することとさせていただきます。

議 事 議案 4 高砂市外国語指導助手派遣業務業者選定委員会委員の委嘱について

○教育長 議案4高砂市外国語指導助手派遣業務業者選定委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 これは、小学校での外国語、5、6年生の外国語、3、4年生の外国語活動、そして、数は少ないですけども、中学校にも行っていただいています。英語の授業をするときの指導助手として、一般的にA L Tと言われている方々を派遣し

ていただいている業者を、令和6年度中にプロポーザルヒアリングを行いまして、令和7年度からの業者を選定していくということになっております。

その組織としまして、第3条に「委員8名をもって組織し」というふうにありますので、委員名簿（案）となっております。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございませんか。
よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長 異議がないので、議案4につきましては、原案どおり可決することとさせていただきます。

議 事 議案 5 高砂型学校運営協議会委員の委嘱について

○教育長 議案5高砂型学校運営協議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 全ての小学校、中学校で、まだ推薦が出てきておりませんので、今の段階で推薦が上がっておる学校の推薦者だけの一覧となっております。

活動年数、今年で3年目となりますので、「新」という方が新たに推薦された方で、「2」が2年目、「3」が3年目ということで表記させていただいております。大体人数を六、七名と言っておりますので、今のところ北浜小学校の数が少し多いんですけれども、あとは大体6名前後になっているかなというふうに考えております。

○教育長 説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。

○委員 大分学校運営協議会もルールに乗ったというか、走り始めていているなどは思っていて、それはいいことだと思っています。ただ、お聞きしたいのは、自分が2つぐらい大変かなと思った1つ、コーディネーター役。今コーディネーター役は誰がやっていて、その負担感はないのかなというのが気になっているのと、もう1つは、学校によって違うんでしょうけれども、回数を何回ぐらいやっているのかとか、開催時間帯はいつ頃、何時頃やっているのかとか、そういう情報があれば教えていただきたい。

○事務局 まず、コーディネーターは、やはり今のところ管理職に主にお願いますという形で進めていただいております。やはりある程度形ができてきておりますので、今までのような活動でしたら、ある程度できると思うんですけれども、連絡会とかを通してや、新たな取組をされる第一歩は、やはり連絡を取る中で、管理職の方の負担にはなっているのではないかと推測できます。

その次に、会自体なんですけれども、基本的に、こちらとしましては、3回。年度初め、中間、年度末で考えておるんですけれども、昨年度、やはり始めたところで、3回できなくて2回というところもありました。時間帯はやはり19

時ぐらいが多いかな。こちらの主事が一緒に行って話に入ったり、連絡したり、そういうことがあるんですけども、やっぱり19時とか、夜に行ってきますというところが結構多いかなというふうに思います。

○委員 1時間半ぐらい。

○事務局 そうですね。1時間、長かったら1時間半ぐらいかかっていますね。

○委員 運営協議会といたら、大体内容的に、どんな話をされているんですか。

○事務局 まず、一番初めは、昨年度、令和5年度の反省を踏まえて、令和6年度、こういう学校方針でいきたいです、年間の行事は、1学期、2学期、3学期、おおむねこういう年間行事で考えていますというところで、それでよろしいですかということを出して、何か委員さんから意見があるのであれば、これからの1年間の学校活動について参考になるような意見をいただく。それが、今年度中に規則化されますと、委員さんに、学校の在り方というか、学校、校長先生の運営方針、それについて、よろしいですかということで承認を得る、委員さんは、認めますという承認をするところが大きく今年度中に変わってきます。

あとは、本当に地域の方も入っていますので、地域から見て、子供たちがもっとこんな活動できるんじゃないかなと、こんなことで学校がサポートすることはないかな、学校のほうは、子供たちの様子を見ていて、こういうところで課題があるんです、こういうところで困っているんですというやり取りをする中で、それでしたら、この時間お手伝いできそうな人たちを募りましょうかという形で、学習活動、教育活動、そういうところにサポート、どういうところのできるかなというところが大きいですね。

だから、一番最初に学校運営について校長が説明して、それに対して意見を述べる。また、年間の予定とかを伝える。1年間の初めに、こういうことが去年やってみて困っていたんだということを伝えながら、2回目、3回目で、その中間報告、来年度に向けての取組のまとめのようなことを行っていますね。2学期の後半あたりは学校評価もお願いして、学校評価をしていただいて、3回目に学校評価をまとめて伝えることもしております。

○教育長 よろしいですか。

それでは、意見がないようなので、議案5につきましては、異議はないということで、原案どおり可決するというところでお願いいたします。

議 事 議案 6 高砂市教育委員会事業後援について

①社会福祉事業協賛「ポップサーカス神戸公演」

②小学生のためのお仕事読本「お仕事ノート加古川市・高砂市版」発行事業

③中学生のためのお仕事読本「お仕事ブック加古川市・高砂市版」発行事業

○教育長 議案6 高砂市教育委員会事業後援について、①社会福祉事業協賛「ポップサーカス神戸公演」、②小学生のためのお仕事読本「お仕事ノート加古川市・高砂市版」発行事業、③中学生のためのお仕事読本「お仕事ノート加古川市・高砂市版」発行事業ということです。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 社会福祉事業協賛「ポップサーカス神戸公演」という事業の名称で、主催者名が神戸新聞社、デイリースポーツ、サンテレビジョン、ラジオ関西、ポップサーカス。後援団体で、兵庫県とか兵庫県教育委員会、共催で朝日新聞社ということで、神戸新聞社のほうから後援申請が上がってきているんですけど、内容としては、ポップサーカスをイオンモール神戸北大テントというところで有料開催しますと。神戸新聞社のほうからは、事業の目的の中に、「社会・体育教育の一助を担うことや福祉施設の方々を無料招待するなど、社会福祉事業に寄与すること」とは書いてあるんですけど、それからあと後援としまして神戸市の教育委員会とかもされてはいるんですけど、高砂市内で開催するものでもないし、やはりポップサーカスという普通のサーカス団の商業宣伝あるいは特定の団体の売名的なものかなということで保留とさせてもらっています。御意見をいただけないでしょうかということなんです。

○教育長 ①から行きます。ポップサーカスの神戸公演につきましては、承認するかしないかということなんですが、いかがでしょうか。承認しないでいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○事務局 ありがとうございます。

○教育長 議案6の①については承認しないということでお願いいたします。

②をお願いいたします。

○事務局 小学生版と中学生版ということで、企業さんが「お仕事ノート」というものを作ってくださっているんです。それぞれの市町の企業、どういう会社があって、どういうことをしているのかをそれぞれの市町でまとめませんかということなんですけれども、これも少し、それぞれの企業を回りながら、掲載協賛金というのを一口25万円かな、それを15社くらいということで募ってつくっていることが引っかかっております。高砂市の方では、商工会議所さんの方が本当に同じように、高砂市の企業、お店であったりとか、高砂市の名物とか、こういうことをしっかりとまとめているので、本当に同じようなものを高砂市は高砂市で作っているの、ここに頼らなくてもいいのかなということもあります。承認をするのが初めてのところですので、どうかなということで、委員さんの御意見を伺いたくて上げさせていただいております。どうぞよろしく申し上げます。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御意見とか御質問はございますか。

○委員 これは後援？

○事務局 そうですね。

- 委員 後援で、教育委員会の名前をほしいという。
- 事務局 はい。これでしたら、大津市教育委員会が後援ということで、大津市、高島市という形で作っているんですね。西宮市版だったら、後ろに後援、西宮市。だから、これが恐らく高砂市版で出て、高砂市後援申請なんですけど、加古川市と高砂市を両方合わせて、今回この業者さんが作ろうかなと考えていて、加古川市教育委員会にも今申請中で、加古川市教育委員会でもどういうふうになっているかは把握できてないんですけど。
- 委員 今さっと1冊見ただけですけど、何とも言えないんですけど、内容的なもので、お仕事と言いつつ、企業の宣伝的な感じですよ。
- 事務局 そうですね。
- 委員 企業の宣伝を載せて、取材して載せていることですよ。これは、これを教育に絡ませて教育委員会が推薦すべきことなのかとなったら、高砂市なり商工会議所がやるんだったら、それは可能だろうと思いますけど、そこは教育委員会に関して、企業の宣伝というか、紹介をしているような形に、トライやる・ウィークでいろんな関わりがあるとは言いながら、教育委員会が積極的にこういう冊子を発行するのに関わるのは、ちょっと趣旨が違うんじゃないかという気はしますけどね。
- 事務局 同感です。
- 委員 私も、全社が載っているんならいいですけど、1社でも外れているんなら違うんじゃないかなと思います。
- 事務局 ありがとうございます。
- 委員 25万もかかるみたいだし、本当に、この一部企業だけですので、何かしっくりしないですね。
- 教育長 分かりました。
- まとめさせていただくと、一部の企業に偏りがあることと、企業の宣伝になることと、教育にかかわらず、市がやるんだったら、それもあるかなということなんですが、とにかく、宣伝、一部という形で、承認しないという形でのよろしいですか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 それでは、議案6の②、③につきまして、承認しないということでお願いいたします。

議 事 協議事項 1 令和6年度高砂市奨学金の所得基準等について

- 教育長 続きまして、協議事項に移らせていただきます。1、令和6年度高砂市奨学金の所得基準等について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 令和6年度高砂市奨学金の所得基準等について御説明いたします。

高砂市奨学金の所得基準を定める基本的な考え方としましては、従来から、就学援助制度の基準額の考え方と同様に、生活保護の基準を参考としております。

今年度につきまして、令和6年4月の生活保護基準を参考にしておりますが、こちらは特に前年度と変更はなく、従来より国のほうから、就学援助等に関しての生活保護基準の影響が及ばないよという通知がありましたので、それを基に、高砂市奨学金の所得基準についても令和5年度と同額で考えております。

次に、資料にお示ししております所得基準額につきましては、世帯全員の前年所得金額の合計額となっております。資料の下のほうになります、2の所得基準の公表についてと、3の支給対象者の範囲についても昨年度と同様の考え方でしております。

続いて、本年度の奨学金の支給申請についての資料となっております。

まず、1の申請資格としましては、市内に住所を有すること、高等学校、高等専門学校等に在学していること、あと、該当する条件として、①から③の条件をお示ししております。

支給金額につきましては、月額8,000円で、これにつきましても、前年度と同様の額とさせていただきます。また、申請の受付につきましては、6月10日の月曜日までに学校教育課へ提出とし、申請手続は、従来どおり、学校を通じた申請としております。

昨年度の月額8,000円という金額について、どうでしょうかという御意見もあったんですけども、やはり予算を上げる中で、この額を上げるということも考えられるんですけども、全体のことを考えまして、今年度も同額とさせていただきます。また、やはり市の会計監査のときにも、中には、この奨学金について、いつまで続けるんですかというような声もありますので、例年、やっぱり教育委員さんから、この奨学金については意味のあるものだという御意見もいただいておりますので、そのこと併せまして、今年度もこの奨学金のことについて、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございませんか。

○委員

高砂市は、奨学金は、それなりの制限があって出すんですけど、高砂市の高校は、市立の高校がないからですけども、高砂在住で、高砂以外のところ、高砂高校も、県立、高砂市内の学校、市外の、それに対しての、奨学金じゃなくて、大阪市だったりしたら、高校教育をただで全部見ましようという考え方があるんですけど、そこから考えて、奨学金を8,000円出していることに対して会計監査のほうから言われたように、それを削れ、いかがでしょうと言われるのはどうしてなのでしょう。学校教育、高校教育をただにしようかという動きの中で、思ったんですけど、いまだに後ろ向きなんですか。

○教育長 協議をいたしました内容につきましては、どうして高校生に対して、財政的に余裕がないので切ってしまうようなことをするのかという御意見も多くいただきました。高砂市の教育委員会としましては、原案のとおりで決定して行って、高校生の補助を少しでもしていきたいということで意見がまとまっています。このように、協議事項1については原案のとおり決定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議 事 協議事項 2 高砂市いじめ問題調査委員会条例の制定について

○教育長 それでは、協議事項2。高砂市いじめ問題調査委員会条例の制定について、お願いいたします。

○事務局 高砂市いじめ問題調査委員会条例(案)を掲載しております。

第1条にありますように、いじめ防止対策推進法のほうが平成25年に制定され、それに伴う、いじめ問題に係る重大事態の調査を行うための市の教育委員会附属機関として、いじめ問題調査委員会を設置するための条例、これを例規審議会のほうにかけさせていただく前段階として、教育委員さんにお諮りしようと考えております。

第3条のほうに調査委員会の委員を入れております。委員5人以内で組織して、その中の内訳は、弁護士、医師、学識経験者、心理関係の専門的な知識経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者という委員で調査のほうを行っていく形で考えております。

実際いじめ防止対策推進法に基づきまして、重大事態の調査主体に関しましては、学校が主体となる場合と、学校の設置者である教育委員会が主体となる場合とございます。そのあたりの判断に関しましては、また、こちら、学校の設置者が行うことになっておりますので、こちらの調査委員会での調査を行うのか、それとも、学校が主体となる調査を行っていくのかという部分に関しましては今後も研究を続けていかなければいけない部分だと考えております。御意見をいただけたらと思います。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問をいただきますようお願いいたします。

○委員 子供のいじめ問題に関する特定の弁護士、それなりの方面の弁護士を選定されると。それとも、高砂市内の契約されている、市と契約されている弁護士を充てようとしている?

○事務局 原則的には、市との関係性がない弁護士さんということで考えていきたいと思っております。それは、法律のほう、いじめ防止対策推進法でも、やはりそこは大事なことであるということも言われておりますので、原則そのように考えていきたい。ただ、なかなか弁護士さんを探すのは難しい。この調査について、分か

りましたとすぐ言うてくださる方がなかなかいないというところも現実ではございます。それから、弁護士会に協力を得るところの難しさもございます。なので、今後、そのあたり、もし実際弁護士さんを探すことになると思うところもあるんですけど、一番最初に申し上げましたように、できるだけ市との関係のない方というふうには考えております。

○委員　　そしたら、医師もそうですか。選ぶのは、市内のところで選ぶのか、それとも、全くそれとは関係なしに、精神神経科的な、子供の心理を担当されている、子供のいじめのことで関与されている特定の医師がおるわけですけど、そういう医師を想定されている？

○事務局　　精神科のお医者さんを想定しております。

○委員　　普通の精神科じゃなくて、小児精神科？

○事務局　　そのあたり、小児精神科さんとか、具体的なところはまだ詰められてはいないですけども、やはり子供のそういったいじめ事案等にもたけた方にできるだけお願いしたい。このことにつきましては、医師というのは特に、いじめの重大事態にも、精神的苦痛ですとか身体に影響を及ぼすようなこと、あってはならないことなんですけれども、自死事案に関係するような事案の場合とか、そういう子供がいじめの重大事態の中でも本当重い事案のところでは医師の協力を得たいと思っておりますので、本当に専門性の高い医師の方というふうには考えています。

○委員　　これは弁護士にせよ医師にせよ、重大事案になったときには、多分、医師に関しても、市内の医者が関わると大変なことになると。利害関係のどうのこうのがあってきたりするから、弁護士に関しても、先ほど言ったように、市の契約されている弁護士では多分いろいろと問題がある。弁護士の契約にして、医師は契約しても、委員に行っても、顧問料はあんまり要らないんですけど、出席のあれだけでなるけど、弁護士は、契約すると、年間契約という形になるかもわかりませんよね。どうなんですかね。具体的なこと……。

○教育長　　休憩中に、調査委員の報酬等について協議がありましたけれども、できるだけ、今後、市のほうに掛け合って金額を決めていきたいと、できるだけ上げるようにして決めていきたいというふうに思っています。

他にございませつか。よろしいですか。

それでは、原案どおりで例規審議会に諮らせていただきます。

議 事　　協議事項　　3　　高砂市新たな学校づくり推進計画検討委員会条例の制定について

○教育長　　協議事項3 高砂市新たな学校づくり推進計画検討委員会の条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

この条例は、新たな学校づくり推進計画を教育委員会が策定するに当たりまして、審査、審議する附属機関を設置することを定めるものです。新たな学校づくり推進計画は、前回、当委員会で御報告いたしましたように、児童生徒数が減少し続けている中、今後の教育を見据え、高砂市内の小中学校における適正規模・適正配置を定め、校区の再編を検討し、また、今後小中学校をいつ、どのように建て替え、改修すべきかを定めるものです。この計画策定に係る事業費を6月補正として計上したいと考えております。また、この条例につきましては、今回の協議が終わりましたら、例規審議会に諮りたいというふうに考えております。

主な内容について御説明いたします。第2条は、所掌事務について、この検討委員会では、教育委員会の諮問に応じて、適正規模・適正配置や通学区域、施設の在り方について答申をいただくとしております。その他、計画決定に至るまで、教育委員会の報告に対し意見を述べるができるというふうにしております。

第3条です。1項で、委員の人数と、2項にその構成内容を定めています。

続きまして、第4条をお願いいたします。

委員の任期としまして、計画を決定する令和9年9月30日までとしております。

第5条、第8条の臨時委員、専門部会につきましては、現在のところ設置等は考えておりませんが、計画策定途中で必要となった際にスムーズに設置等ができるよう条項を加えております。

第1条、委員の報酬の額は、先ほど話がありましたが、日額9,000円としております。

なお、附属機関の「計画検討委員会」という名称につきまして、庁内でも様々御指摘を受けているところがございます。現在検討中でございます。もしかしら名称のみ変更の可能性がございます。

○教育長

事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。

○委員

ちょうど10日ぐらい前に、東京の町田市の新たな学校づくりということで、通知が出たようにネットで見ました。町田ですので規模は全然違うんですけど、小学校42校を26校に、中学校20校を15校に、2040年迄に、随分長いスパンで、長期間の計画を立てて、規模も大きいことなのでしているんですけど、ただ、規模が大きいから関心が高いとかいうことは全く関係ないですよ。前回も言ったんですけど、二十数年前かな、高砂中学校がなくなるぞみたいなことで大騒ぎになったというお話をさせていただきましたけれども、非常に関心の高いことなので、本当に長期のリサーチとか計画とか、こういう情報をいろいろ出してしっかりやっていかないと本当に難しいことだと思うんですよ。

ですから、これから、この方々、任期が令和9年までですか。そういうことをしっかりやっていただかないと、どこかで何か変な情報が漏れて、その情報が独り歩きして、当該の地区が大騒ぎになることは絶対避けたいといけないと

思いますので、そのことをふと思いましたので、そういう感じですかね。

○教育長 意見として、それでよろしいですか。

○委員 はい。

○委員 先ほど委員が言われたように、検討委員会でやったとして、検討した内容に関しての公開的な形というのが、ここに、「職務上知ることができた秘密は漏らしてはならない」と第10条にありますけど、議論して方針が出たことをやはりきちんと、公表するものは出して行って、長いスパンとしての10年なら、20年なら20年、それなりの中での今後の学校づくりの中で、統廃合というのは当然、ゆくゆくあるべきこととして、それは周知のやむを得ない事実、現実問題なので、そういうのをきちんと示していくことが大事で、それを明らかに、ある程度のめどを僕は示していかないといけないと思うね。それを方針として、長いスパンを考えて、先ほど言ったように、統廃合の流れ。それで、そのときの校区設定とかそんなのは極力どんなふうにするか、大ざっぱな流れを、プランを示していかないと。

それでいて、漏れてどうのこうのという話がありましたけど、そうじゃなくて、大綱というか、長い流れの方針はやっぱり出しておかないといけないと思うね。実際人数が減るんだから仕方がない。学校なんかも、もっともっと減るんだからという感じ。事実は事実なんだから、その校区選定に関しても、それを堂々と、そういう計画検討委員会がやったとしたら、こういうのが出せるような委員会ですかね。方針を出していく。こういうのは出します。こういうふうにやっていきますということを、やはり流れを示していかないといけないですよ。示すような。なかなかそれを出したら、わーっと猛反対。

○事務局 最近のこういう附属機関の傾向なんですけど、やっぱり透明性のある審議が注目をされていますので、各市のこういう特に附属機関の審議は結構公開されています。ですので、我々も秘密裏みたいな形ではできないだろうとは思っていますので、審議途中の経過とか会議録といったものも、どういった出し方ができるかというのはありますけど、公表していかないといけないと思っています。先ほど言いましたように、案だけが独り歩きするというふうになったら困るんですけど、でも、こういうことでちゃんと審議をしていますよというのを示すことも大事だと思っていますので、何らかの形で公開はしていきたいと思っています。

○教育長 よろしいですか。

分かりました。協議事項3につきまして、高砂市新たな学校づくり推進計画検討委員会条例、名前が変わるかもしれませんが、原案のとおり決定いたしたいということをお願いいたします。

○教育長 報告事項1 高砂市議会令和6年3月定例会の報告について、報告をお願いいたします。

○事務局 令和6年3月定例会の教育部に関わる質疑事項についてですが、大変分量が多い資料になっておりますので、事前にお示ししてというところだったんですが、直前の金曜日になってしまいまして、御覧いただけていないかなと思っておりますが、すいません、簡単に説明をさせていただきます。

まず、高予第2号第10回令和5年度の高砂市一般会計補正予算についての本会議での質問につきましては、施設建設事業につきまして、学校の空調設備の工事の時期や、工事期間中の学校への配慮について、また、空調施設の更新計画についての御質問がございました。

また、高予第9号令和6年度高砂市一般会計当初予算の本会議での御質問につきましては、人件費の関係としまして、スクールサポートスタッフの勤務時間の削減についてや、こども議会の開催への選挙管理委員会との連携について、具体的な内容や手順について、また、継続開催についてなど御質問がございました。

中学校部活動地域移行実証事業につきましては、地域移行についての中期の計画について、また、先進地との意見交換等についての御質問がございました。

教育振興基本計画につきましては、時代の変化に合わせて能力を育てる方法、個性に合わせて個別の授業などをどのように盛り込むのか、教室の在り方や教え方の将来予測について、また、市長のオリジナルの教育大綱についてなど御質問がございました。

不登校問題対策事業につきましては、不登校児童を減らすための教育についての考え方について、また、指導補助員の配置について、のびのび教室の拡充について、スクールアシスタントや介助員についての御質問がございました。

史跡整備事業につきましては、史跡の看板等についての効果等についての御質問がございました。

続きまして、一般質問でございます。坂本議員からは、小中一貫教育の進捗と今後の展開について、義務教育学校の可能性や自由進度学習を取り入れることについて、また、担任制度の全員担当制について、不登校特例校の設置について等の御質問がございました。

芝本議員からは、柔軟な学びの創出について、年間授業時数の状況について、「休日における部活動の地域移行」の進捗や校務デジタル化の状況と今後の取組について、また、いじめ防止対策における条例化について、授業時間の5分短縮についてや、スクールロイヤーの活用について等御質問がございました。

春増議員から、小中学校での児童生徒のS O Sの早期発見について、「心の健康観察」について、いじめの対応について等御質問がございました。

森委員からの一般質問につきましては、医療的ケアを必要とする児童生徒及

び家族に対する支援について等の御質問がございました。

川端議員からの一般質問では、地域の歴史に関する学習についての御質問がございました。

大西委員からの一般質問は、2学期の始業式の開始日について、小学校での生理用品の配置についてです。

また、鈴木委員からの一般質問は、森林環境教育に対する取組を具体的に検討していくべきとの御質問がございました。

文教厚生常任委員会での当初予算についての御質問でございます。

教育振興基本計画の策定事業では、市長が策定する教育大綱について、また、教育振興基本計画の特徴について等の御質問がございました。

不登校問題の対策事業につきまして、部屋の確保についてや、指導補助員の確保方法や運営方法についての御質問がございました。

中学校部活の地域移行について、こちらは、令和5年の実証実験の結果についてや地域移行の必要性等の御質問がございました。

学校給食について、学年別や男女別で、エネルギーの必要量に個人差があるが、中学校1年生から3年生まで一括して同量を提供している。成長曲線に合わせて提供すべきではないかという御質問がございました。

史跡整備事業で、観光面やフィールドパビリオンとしての展開や施設の管理についての御質問がございました。

予算以外の質問としましては、生成AIの取扱いについてや、授業時数の増減について、また、中学校のかばんの重量や教科書の重量についての御質問がございました。

○教育長 報告ありがとうございます。御質問、御意見はございますか。

○委員 気になったんですけど、市長独自の綱とはどういうことですか。

○事務局 今までの教育大綱というのは、そもそも教育大綱は法律で市長がつくるものになっておるんですけども、今までは、教育振興基本計画の抜粋みたいな形で、どちらかという大綱とされていたんですけども、やはり市長がちゃんと大綱を定めて、それと整合性を取るように教育振興基本計画があるべきじゃないかという一般論の話がございまして、常々、市長がちゃんと自分自身の大綱をつくらないといけないのではないかという質問が結構今までありました。それを踏まえまして、今、市長が、今回についてはちゃんと自分で作成していくということをおっしゃっているということでございます。

○教育長 よろしいですか。いいですか。

それでは、報告事項1は了承しますということで、次に行きます。

議 事 報告事項 2 令和5年度高砂市奨学金受給者の進路状況について

○教育長 報告事項2 令和5年度高砂市奨学金受給者の進路状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 令和5年度末の奨学金の延べ支給人数は112名で、その中で、高等学校を卒業した生徒等は33名となっております。大学に進学した生徒が12名、専門、専修学校に進んだ生徒が7名、進学した生徒は全体の57%となっております。就職した生徒は10名で、割合としましては30%、その他が4名となっております。その他の4名は、就労支援事業所に2名、卒業延期が1名、進路未定者が1名となっております。

○教育長 報告事項2の高砂市奨学金受給者の進路状況について、御質問、御意見はございますか。よろしいですか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、報告事項2について了承いたします。

議 事 報告事項 3 不登校児童生徒支援員に係る設置要綱の制定について

○教育長 報告事項3 不登校児童生徒支援員に係る設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料の71ページを御覧ください。こちらのほう、昨年度までは「不登校指導補助員」という名称で中学校6校に設置をしておりました。今年度より、県の名称に準じまして、「不登校児童生徒支援員」という名称に変更をしております。

また、同じく、県の名称に合わせるような形で、第5条の(1)、これまで「別室」という名称であったものを「校内サポートルーム」という名称に変更し、不登校傾向の児童生徒が利用する場所であるとともに、教室におりづらい児童生徒の一時避難の場所として、サポートルームという形で運用を始めております。勤務時間等は、昨年度まで7時間45分でおったのを、第7条、「1日7時間以内」というような形で決めており、今年度より市内小中学校全16校に配置するものという形で要綱のほうを進めさせていただいております。それに基づきまして、今年度、令和6年度4月段階で、市内小中学校全て、16校、16人、配置を完了しております。

○教育長 事務局より報告が終わりました。御意見、御質問はございますか。

○委員 この支援員はフルタイムですか。

○事務局 パートタイムという形になっております。実際は1日の勤務時間が7時間、これの児童生徒が学校に登校する日数、205日とカウントしておりますので、205日、夏休みとか冬休みの長期休業中は勤務が発生しないというような形のパートタイムの会計年度任用職員となっております。

○委員 ほぼほぼ、学校がある間は、1日7時間学校に詰めて常に常駐している形になるということですか。

- 事務局 はい。
- 教育長 よろしいですか。
お願いします。
- 委員 先ほどの市会での報告にも不登校生に関することがたくさん出たんですけれども、対策等は随分いろいろ充実されてきていると思います。知りたいのが、学級に入れない、いわゆる不登校生が平日はどうしているのか。今の校内サポートルームに行っている、フリースクールに行っている、あと、どこへ行くんですかね。ひきこもっている。

（「のびのび教室」と呼ぶ者あり）

- 委員 そう、のびのび適応教室ね。大体どれぐらいの割合がどこに行っている、どういう平日の過ごし方をしているというか、ある程度の情報がないと、それに対して、例えば学校の職員だとかスクールアシスタントとかが働きかけるにしても、なかなか実効性がないのかなと思うので。不登校生が増えているのは間違いないんだけれども、その子たちが平日学級に入れないときに、一体どこでどういうふうに生活しているのか。あと、学力の保障にしても、オンラインで学校が、コロナ禍では結構オンラインで、不登校生という対象ではなくて、学校に来られない子供たちにオンライン教育とかをしていたけれども、今そういうこともやっているのかとか、フリースクールでそういうオンライン教育をやっているか、通信教育みたいなこともやっている生徒がいるのかとか、そういう実態がもし分かっておられたら、どんなのかなと思ひまして、質問です。

- 教育長 お願いします。

- 事務局 先ほど出ました、どこでどのように過ごしているかという部分ですが、高砂市内では、先ほど申し上げた校内サポートルーム。ただ、校内サポートルームも、ふだんから、昨年まででいえば、指導補助員に活動日誌の提出を義務づけておりましたが、それによりますと、1日ほとんど、他の生徒がいる時間と同じぐらいの時間を過ごせる者もいれば、短ければ本当に30分とか15分とかだけ登校してくる者もいるのが現状です。その15分や30本の生徒等に関しましては、連絡事項を伝えたり、その時間に合わせて何とか担任であったりつながりのある教師が指導補助員と一緒に対応に当たっているというようなのが現状です。

オンラインの話ですが、オンライン学習に関しましては、現在サポートルームであったり、のびのび教室であったりで、1人1台端末を利用して、在籍校、在籍クラスで行われている授業を、形としては視聴するような形で学習を行っている児童生徒もおります。これも強制はしておりませんので、本人が、教室には入りにくいけれど勉強のことが気になるということを申したときに、そういう形の手だてを取っております。また、サポートルームでは当然接続の問題が出てきますので、そういう部分に関しまして、支援員がサポートする形で進めているところです。

- 教育長 委員の言われるように、全体で何人ぐらい、校内サポートルームにいるのは何人ぐらいで、のびのびに行っているのは何人ぐらいでみたいな割合的なことを探りながら不登校の支援に生かしていきたいと思います。ちょっと調べてみます。すみません。
- 委員 今のその流れの中ですけど、不登校は、市内で、各学校当たり、小学校で何人ぐらいいます。僕の頭の中で、中学校だったら22人平均いるかなと思ったりしたり。いろんな頭の中の計算があるけど、小学校だったら1校大体平均何人になります。学校によりますけど。
- 事務局 小学校は、令和5年度で、トータルで、10校で123人が不登校です。
- 委員 中学校は？
- 事務局 中学校が、6校で161人なっています。
- 委員 だから、1校当たりの、支援員1人当たりの、小学校だったら12、3人。
- 事務局 そうですね。
- 委員 中学校だったら25人ぐらいになるんですね。だから、僕、中学校で25人だろうなんて思っていたんだけど、その先生、支援員は、やはり個々の生徒に対して密にできると思うのよね。それで、ただし、指導員、支援員の先生で大事なのが、在籍のクラスの担任と連絡を取ってもらわないといけないし、今、神尾先生が言われた、局長が言われた、ケース・バイ・ケース的な形で、その子の特徴があって、多様性があるから、それに対してのワンパターンの対応じゃなくて、今言われたいろんなパターンでの対応を本当にしていただくことと、コーディネーターみたいな形で、先生方の学校とのつながりを一生懸命してもらわないといけないし、それで、家庭との、保護者との関係も日常のときの中での関わりもしてもらわないといけないのかなと思って、すごく大事だと思うんですね。だから、逆に言ったら、この方々が学校の中にいたとして、子供、今日は3人しか来なかった。そしたら、あとの来ていない子に対するアプローチの仕方、それを校外に出ていっても、そういうことをやっていただけるんですかね。そこが難しいところだと思うんですけどね。
- 事務局 まず、支援員が新たに増えるということで、今まで働いていらっしゃった方もいるんですけども、始まったときに、本当に今のびのび教室で働いてくださっている不登校問題等相談員を含めて、連絡会というか、そういうことも開催しました。その中で、こういう、今支援員の方に求める資質といいますか、思い込みで動かないや、必ずやっぱり学校に管理職がいて、今まで、小学校、中学校にしても、必ず担任の先生とかと連絡を取って、どういうお子さんがいるのか、そういうお子さん一人一人にどういう対応をしてきたのかと。今までサポートルームがなかったけど、小学校には支援員がいなかったけれども、学校に来て教室に入りにくい子供たちについては、空いている先生であったり管理職で対応してきていたと。今までどういう対応をしてきていたのかということをもまずはきちんと聞

き取ってくださいと。そして、連携を図りながら動いてください。必要に応じて、担任の先生や管理職の許可を得ながら、アウトリーチと申しますか、家庭訪問が必要であったら、一緒に行くなり、そういう対応も考えていってくださいという事は最初に説明させていただきましたので、本当に支援員が入った。

逆に、先生方をお願いするのは、支援員が入ったから、じゃあ、今まで担任の先生とか、ほかの先生方が丁寧に関わっていた。それをやめないでくださいねと。もちろん支援員が入ったから、先生は本来の教材研究とかをする時間が確保できるんですけども、かといって、丸々支援員さんに、「はい、サポートルーム行ってらっしゃい」という形で投げっぱなししないでくださいねというようなこともお願いしていますので、そういう中で、丁寧な対応を、本当に高砂市としてこういう支援員とか不登校のサポートルームもできて、体制はできてきていますので、あとは本当に、そういうお子さんが少しでも、学校に足を運べなかった子が足を運べて、また自分の教室に戻れるような結果をどうやって出していくかなというところを考えております。

○委員　　すごく失礼なことになるかもしれませんが、支援員の方々は、そういう不登校に関しての見識と理解はあって、人材の資質に関しての問題はやっぱり出てくると思うんですね。多分選考される時には、それなりのことを十分理解していて、レクチャーするし、それなりの方々も、不登校に関して関心があって、見識を持っておられる方が来られたんだと思うんですけど、そこは大事なところで、ただただ充てている形の、いわゆる人材を補充しているだけ、教職員の担任の先生を手助けするような形だけでは難しいと思うので。すごく、過去に、今もそういうことに、在籍中とか、いろんなことに関わってきた方が来られている？　どんな方がこういう支援員になられているんですかね。

○事務局　　16人、今回支援員として配置しております。そのうちの12名が元教員になっております。元教員と申しましても、全員が定年を迎えられた方というわけではなくて、御家庭の事情で、途中で退職された方でありましたり、また、大学を出られて、臨時講師等で何年かお勤めいただいて、今年度は不登校児童生徒支援員というような形で入っていただいている方が16分の12となっております。

先ほど課長が申し上げたように、連絡会というもの、特に今回小学校のほうの配置に関しましては初めて今年度配置している形になりますので、配置しましたという形で、それで終わってしまうのではなくて、ある程度定期的に連絡会を持ちながら、それぞれの学校の取組のいいところを合わせていながら、擦り合わせていながら、どういうことが。A君にしたことが必ずB君にも使えるとは限りませんが、少しでも効果的なサポートルームの環境でありますとか、取組み方でありますとか、声のかけ方でありますとかという部分に関しましては、定期的な連絡会、もしくは、研修等も不登校担当と一緒にやって、少しでも資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。

それで、最後に1つの提案なんですけど、各校の枠にこだわることなく、彼らは彼らの1つの、すごくお互いの理解をし合う。人のことを同じ立場になっている。不登校になっている子と不登校になっている子が接触すれば、やはりそこですごく違う道が開かれるので、学校を超えた形でのコミュニティー、集りをつくるような形。市で、適応教室、のびのびと同じで、それをもっと積極的に、彼らの1つの集団をつくってあげて、できるような形になると、すごく1つの突破口ができることもあるので、そういうことを積極的にやっていただきたいと思うので、よろしくお願いしますね。

○教育長 ありがとうございます。

委員、よろしいか。

○委員 はい。

○教育長 委員、よろしいですか。

それでは、報告事項3は了承いたしましたということで、次へ移ります。

議 事 報告事項 4 庁内委員会委員の任命について

○教育長 庁内委員会委員の任命について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告事項4について御説明いたします。

こちらの表にございますとおり、教育長、教育部長、教育推進室長、学校教育室長以下、各役職に対し、委員会の名称にございます、人権施策推進連絡協議会など、委員の任命について承認依頼の通知がございましたので御報告いたします。

なお、承認依頼に対する回答につきましては、異議がある場合のみとなっております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○教育長 ありがとうございます。質問、御意見はございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議 事 報告事項 5 高砂市教育委員会事業後援について

○教育長 次に行きます。報告事項5、高砂市教育委員会事業後援について、説明をお願いいたします。

○事務局 報告事項5について御説明いたします。

事業後援承認一覧の4月分としまして、1番、令和6年度高砂市子ども会自然ふれあいハイキングから、一番下のJFA第30回全日本フットサル選手権大会兵庫県大会まで、9件の事業が上がってきております。1番から7番までが生

涯学習課、8番、9番につきましては学校教育課でそれぞれの日申請を受けまして、承認決定をしたものでございます。

説明は以上です。

○教育長 質問、御意見はございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、了承したということで、その他に移ります。

議 事 　　その他 1 　5月行事予定について

○教育長 5月行事予定についてでございます。説明をお願いします。

○事務局 行事予定表でございます。

各小中学校の授業参観や野外活動、支援学校などの行事予定を入れさせていただいております。

なお、23日木曜日には定例教育委員会を予定しております。場所は南庁舎2階の会議室2で、時間は13時30分から行いたいと考えております。

すいません、ここで休憩をお願いします。

○教育長 休憩をお願いします。

(休憩 午後8時46分)

(再開 午後8時48分)

○教育長 説明が終わりましたが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 それで、ほかにありませんか。大丈夫ですか。

お願いします。

○事務局 来月ですけど、先ほど、定例教育委員会、この日というお話があったんですけども、また6月議会が、今年はずごく早くなるという情報がありまして、5月の下旬には議案の提案を議会のほうにするだろうというようなことを聞いています。23日に全てが間に合えば、このときに一緒にさせていただきたいと思っ

ているんですが、もしそこに間に合わないとかということになれば、反対に早くなるということがあれば、別途また臨時会という形をお願いするかもしれません。我々も、できたら23日に一緒にしたいと思っておりますので、そういうことがあり得るということをお覚えておいていただけたらと思います。

あと、もう1つ、大分先の話なんですけど、今回の3月議会の中で、こども議会のお話があったかと思うんですけども、一応、今、7月19日の金曜日、終業式の日になるんですけども、この日の昼からで開催する予定で今準備を進めておりますので、それで御報告させていただきます。一応中学生の1学校3名程度で議員さんの役割を担っていただこうかなというふうにしておりますので、もしよろしければ7月19日に見に来ていただければなと思っております。

のでお願いいたします。

○教育長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、令和6年第6回定例高砂市教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和6年4月22日 午後8時50分 教育長会議の閉会を宣告